

大阪市乳児等支援給付認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第2項に規定する乳児等支援給付認定（以下「給付認定」という。）を行うにあたり、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）、大阪市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年大阪市条例第98号）及び大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 法第30条の15第1項の規定による給付認定の申請（以下「認定申請」という。）は、当該認定申請に係る支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう）の保護者（以下「認定申請保護者」という。）が、乳児等支援給付にかかる認定申請書（様式第1号）により市長に対して行う。

(認定申請の時期)

第3条 前条の認定申請は、次条第1項の審査に必要な日数の確保その他の事情から市長が別に定める場合を除き、給付認定を希望する期間の開始する日の14日前まで（他市区町村から転入をした認定申請保護者が当該転入をした日から給付認定を希望する場合、当該転入をした日から14日以内）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合については、この限りではない。

(認定申請に係る審査)

第4条 市長は、認定申請があったときは、当該認定申請に係る審査を行う。

- 2 市長は、前項の審査に必要な書類について、認定申請保護者に提出を求め、また、必要があると認めるときは、実地調査その他の調査を行うことができる。
- 3 市長は、認定申請を受けた日から30日以内に、当該認定申請に対する処分をするものとする。ただし、市長は、認定申請が集中する時期における認定申請であることその他の特別な理由がある場合は、認定申請保護者にその旨及び当該処分になお要する期間を示すことにより、当該処分に要する期間を延長することができる。

(給付認定)

第5条 市長は、前条第1項の審査の結果、給付認定を行う場合は、認定申請保護者に対し、乳児等支援支給認定証（様式第2号。以下「支給認定証」という。）を交付する。

- 2 市長は、前項の交付に当たっては、こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）において電磁的記録により行うことができる。ただし、認定申請保護者が総合支援システムを利用しない場合その他の書面での交付を要すると認められる場合を除く。

3 市長は、施行規則第28条の22第2項の規定により特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して第2条の認定申請書の提出があったときは、当該特定乳児等通園支援事業者を経由して支給認定証を交付する。

（却下）

第6条 市長は、第4条第1項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、これを却下するものとする。

- (1) 法第30条の14に定める支給要件に該当しない場合
- (2) 認定申請保護者が市内に居住地を有さない場合（法第30条の15第2項ただし書に該当するときであって、認定申請保護者の所在地が大阪市内であるときを除く。）
- (3) 認定申請に係る申請書又はその添付書類の内容に虚偽があると認められる場合
- (4) 認定申請に係る申請書又はその添付書類の内容に不備があり、訂正又は追加書類の提出その他の補正を依頼したが、認定申請保護者が相当の期間内に応じなかった場合

2 市長は、認定申請を却下したときは、認定申請保護者に対し、乳児等支援給付認定申請却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（給付認定の変更）

第7条 給付認定に係る保護者（以下「認定保護者」という。）は、法第30条の16の規定による当該給付認定の有効期間中に次に掲げる事項の変更が生じたときは、速やかに市長に対し、乳児等支援給付認定にかかる変更届（様式第4号）によりその旨を届け出なければならない。

- (1) 法第30条の15第3項の内閣府令で定める事項
- (2) 第2条の規定により提出した乳児等支援給付認定にかかる認定申請書及びその添付書類の内容（本項の規定により届出をした事項にあつては、直近の当該届出に記載した事項）（前号に掲げる事項及び市長が認める軽微な事項を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の乳児等支援給付認定にかかる変更届には、支給認定証（支給認定証を電磁的記録により交付された場合及び市長が別に認める場合を除く。）及び変更が生じた事項とその変更内容を証する書類（市長が公簿等によって確認することができる場合を除く。）を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の届出により、当該認定保護者につき、必要があると認めるときは、当該給付認定の変更を行う。

4 市長は、前項の規定により給付認定の変更を行ったときは、当該認定保護者に対し、乳児等支援給付認定変更通知書（様式第5号）によりその旨を通知するとともに、当該変更に対応した支給認定証を交付する。

5 認定保護者は、第1項の届出において、支給認定証の添付が必要であるにもかかわらず、紛失等により支給認定証を添付しなかった場合、当該届出の後に当該支給認定証を発見したときは、速やかに市長に提出しなければならない。

(取消し)

第8条 市長は、認定保護者が、法第30条の18第1項各号に定める場合のほか、認定保護者から給付認定の取消しの申し出があったときは、当該給付認定を取り消すことができる。

2 市長は、給付認定の取消しを行うときは、あらかじめ当該認定保護者に対し取消しの理由について説明するとともに、その意見を聞かなければならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第4号に定める不利益処分に該当しない場合又は同法第13条第2項各号に該当する場合を除く。

3 市長は、第1項の規定により給付認定の取消しを行ったときは、当該認定保護者に対し乳児等支援給付認定取消通知書（様式第6号）によりその旨を通知する。

4 認定保護者は、給付認定が取り消されその通知を受けた場合は、通知を受けた日の翌日から30日以内に支給認定証（書面で交付された場合に限る。）を市長に返還しなければならない。

(支給認定証の再交付)

第9条 市長は、認定保護者が支給認定証（書面で交付したものに限る。）を破り、汚し、又は失った場合において、乳児等支援支給認定証にかかる再交付申請書（様式第7号）を提出したときは、支給認定証の再交付を行う。

2 前項において、支給認定証を破り、又は汚した場合の申請には、同項の申請書に、当該支給認定証を添付しなければならない。

3 認定保護者は、支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは速やかに返還しなければならない。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付認定に関し必要な細目は、こども青少年局長が定める。

附 則（令和8年2月12日こども青少年局長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、令和8年2月16日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による認定申請及び当該認定申請に伴う第5条の規定による給付認定その他の行為は、この要綱の施行前においてもこれらの規定の例により行うことができる。この場合において、当該給付認定は、この要綱の施行後は第5条の給付認定とみなす。

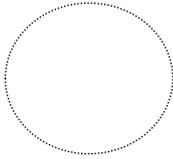
(経過措置)

3 市長は、大阪市乳児等通園支援事業実施要綱（令和7年5月30日施行）第29条第1項の規定により利用アカウントの通知を受けた保護者が、当該利用アカウントの有効な期間に引き続いて給付認定を受けるために認定申請を行うに当たり、乳児等支援給付認定に係る

認定申請書（様式第4号）の記載事項の一部を省略させることができる。

大阪市 乳児等支援給付にかかる認定申請書

受付



申請日 : _____ 年 ____ 月 ____ 日

(あて先) 大阪市長

次のとおり、乳児等支援給付にかかる認定について申請します。

認定 保護者 ※1	氏名	(フリガナ)	支給対象 子ども1 との続柄	
	現住所			
	年1月1日 現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 大阪市内()区 <input type="checkbox"/> 大阪市以外()市・区・町・村	年1月1日 現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 大阪市内()区 <input type="checkbox"/> 大阪市以外()市・区・町・村
	電 話		メールアドレス (利用者ID)	

※1 本欄に記載された保護者を申請者として取り扱い、認定・給付上の保護者とします。

代理 申請者 ※2	氏名	(フリガナ)	支給対象 子ども1 との続柄	
	現住所	<input type="checkbox"/> 認定保護者と同じ <input type="checkbox"/> 認定保護者と異なる()		
	年1月1日 現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 大阪市内()区 <input type="checkbox"/> 大阪市以外()市・区・町・村	年1月1日 現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 大阪市内()区 <input type="checkbox"/> 大阪市以外()市・区・町・村
	電 話		メールアドレス	

※2 代理申請者を指定することによって認定保護者の代わりに施設の利用予約ができるようになります。設定を希望しない場合、記入の必要はありません。

※3	氏名	性別	生年月日	障がい・医療的ケア児
支給対象子ども1	(フリガナ)	男・女		該当する・該当しない
支給対象子ども2	(フリガナ)	男・女		該当する・該当しない
支給対象子ども3	(フリガナ)	男・女		該当する・該当しない

※3 支給対象子どもは、この申請によって、乳児等支援給付制度(こども誰でも通園制度)を利用しようとする子どものことです。

世帯 構成員 (支給対象 子ども1を 除く) ※4	氏名	性別	支給対象 子ども1 との続柄	生年月日	支給対象子ども1 との同居・別居			
	(フリガナ)	男・女			同居・別居			
	(フリガナ)	男・女			同居・別居			
	(フリガナ)	男・女			同居・別居			
	(フリガナ)	男・女			同居・別居			
	(フリガナ)	男・女			同居・別居			
	(フリガナ)	男・女			同居・別居			
減免要件	生活保護	有・無	書類の通数	通	市町村民税非課税	有・無	書類の通数	通

※4 世帯構成員には、認定保護者、代理申請者、支給対象子ども2及び支給対象子ども3も含めてご記入ください。

(様式第2号)

第 年 月 日 号

様

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度における対象子ども認定証）

大阪市長

申請のありました認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

支給認定証	
子どもの氏名	
子どもの生年月日・性別	
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	
給付認定の有効期間	
障がい児加算	
医療的ケア児童加算等	
要支援家庭児加算	
利用料減免	
利用料減免運用開始日	

注1 給付認定の有効期間内であっても、認定を変更し、または取り消すことがあります。

注2 記載した内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

注3 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

乳児等支援給付 給付認定申請却下通知書

大阪市長

年 月 日に受理しました乳児等支援給付に係る認定申請について、次のとおり却下しましたので、通知します。

子どもの氏名	
却下理由	

注 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大阪市 乳児等支援給付認定にかかる変更届

届出日: 年 月 日

(あて先) 大阪市長

次のとおり、乳児等支援給付認定にかかる変更を届け出ます。

認定保護者	(フリガナ)	生年月日	性別	認定子ども1との続柄
電話番号	メールアドレス(利用者ID)			
住所	〒			

(1) 認定保護者についての変更		<input type="checkbox"/> ① 認定保護者の情報の変更		<input type="checkbox"/> ② 認定保護者の変更	
①	変更事由	旧	新		
	住所				
	氏名				
	メールアドレス(利用者ID)				
②	変更事由	(認定保護者を変更する場合)新規登録者情報			
	氏名	(フリガナ)	性別	認定子ども1との続柄	
		生年月日			
	電話番号	メールアドレス(利用者ID)			
	住所	〒	変更理由		

(2) 代理申請者情報についての変更		<input type="checkbox"/> ① 代理申請者の情報の変更		<input type="checkbox"/> ② 代理申請者の削除・追加登録		
①	変更事由	旧	新			
	氏名					
	メールアドレス					
②	変更事由	削除する代理利用者	追加登録する代理利用者			
	氏名	(フリガナ)	氏名	(フリガナ)	性別	認定子ども1との続柄
		生年月日				
	メールアドレス	電話番号	メールアドレス			

(3) 認定子どもについての変更		<input type="checkbox"/> ① 認定子どもの情報の変更		<input type="checkbox"/> ② 認定子どもの利用終了(認定取消し)	
①	氏名の変更	旧	新		
	認定子ども1				
	認定子ども2				
	認定子ども3				
②	利用終了の認定子ども1	氏名	(フリガナ)	生年月日	性別
		利用終了理由	利用終了日		
		添付書類			
	利用終了の認定子ども2	氏名	(フリガナ)	生年月日	性別
		利用終了理由	利用終了日		
		添付書類			
	利用終了の認定子ども3	氏名	(フリガナ)	生年月日	性別
		利用終了理由	利用終了日		
		添付書類			

(4) 利用料減免についての変更		(5) その他	
変更事由	減免事由の発生・変更・喪失	変更事由	
変更理由	<input type="checkbox"/> 非課税(適用・適用外) <input type="checkbox"/> 生活保護(開始・廃止)	変更内容	
添付書類		添付書類	

第 年 月 日 号

様

乳児等支援給付 給付認定変更通知書

大阪市長

乳児等支援給付に係る認定について、次のとおり給付認定内容を変更しましたので、通知します。

総合支援システム認定番号	
子どもの氏名	
給付認定の有効期間	
変更理由	
利用料減免	
利用料減免運用開始日	

注1 給付認定の有効期間内であっても、認定を変更し、または取り消すことがあります。

注2 支給認定証の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

注3 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注4 変更前の支給認定証は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に大阪市子ども青少年局に返却してください。

(様式第6号)

第 年 月 日 号

様

乳児等支援給付 給付認定取消通知書

大阪市長

乳児等支援給付にかかる認定について、子ども・子育て支援法第30条の18の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、通知します。

総合支援システム認定番号	
子どもの氏名	
取消年月日	
取消理由	

注1 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注2 支給認定証は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に大阪市子ども青少年局に返却してください。

乳児等支援支給認定証にかかる再交付申請書

申請日： 年 月 日

(あて先) 大阪市長

次のとおり、乳児等支援支給認定証にかかる再交付を申請します。

1 認定保護者

氏名	(フリガナ)	生年月日		性別	
電話番号		メールアドレス(利用者ID)			
住所	〒				

2 支給認定証の再交付を希望する認定子ども

認定子ども氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	認定保護者との続柄
認定子ども1氏名				
認定子ども2氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	認定保護者との続柄
認定子ども3氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	認定保護者との続柄

3 申請理由(いずれかにチェックを入れてください)

<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 汚損	<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> 滅失
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

※ 破損又は汚損の場合、支給認定証を添付してください。